

「記帳・帳簿等の保存制度」 の対象者が平成26年1月 から拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、秩父税務署個人課税部門（0494-22-4433※自動音声に従い「2」を選択してください。）にお問い合わせください。

秩父税務署

個人課税部門 ☎0494-22-4433
自動音声「2」

固定資産税 こんなときは届出を！

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次の場合は、必ず届出をしてください。

●建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成25年1月1日までに完成した場合は、平成25年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

●建物を取り壊したとき

平成24年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、平成25年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物については、平成25年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと課税の対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当
☎82-1224

ご存知ですか 「行政相談週間」

—10月15日(月)～21日(日)—

この週間は、行政相談制度を国民の皆さまに利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。行政に関して、「わからない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないかなど」の苦情や要望を受け付けています。

当村でも、行政相談所を開設して、相談をお受けしています。

日時 10月16日(火)

午後1時～3時

場所 役場1階 中会議室

相談内容 福祉・道路・医療・保健・年金など

※上記以外でも、毎月定例相談所を開設しています。また、行政相談委員は自宅でも相談を受け付けております。当村の行政相談委員は田中丈偉氏（☎82-0612）です。

◆行政苦情110番 ☎0570-090110

比企広域市町村圏組合の 職員を募集します

第1次試験日 平成24年12月2日(日)

受付 平成24年11月7日(水)～9日(金)

東松山市役所総合会館3階307会議室

受験案内は、比企広域市町村圏組合総務課のほか、東松山市役所、滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村の各役場にありま。また、比企広域市町村圏組合ホームページからもダウンロードできます。

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務	1人程度	大学、短大、高校を卒業した方または平成25年3月までに卒業見込みの方で、次の年齢要件を満たす方 ・大学：昭和61年4月2日以降に生まれた方 ・短大：昭和63年4月2日以降に生まれた方 ・高校：平成2年4月2日以降に生まれた方

問合せ 比企広域市町村圏組合 総務課 ☎23-9331